

【平成30年度古文書講座 第二講座】

美濃郡代笠松陣屋文書（将軍上洛関係文書）を読もう 補足資料

平成31年2月6日 岐阜県歴史資料館 入江康太

【史料】

史料レジュメ③、⑥…「御上洛ニ付船橋之件」(2.08-14-23)

史料レジュメ④、⑤…「御上洛ニ付船橋之件」(2.08-14-24)

【寛永諸家系図伝】

寛永年間(1624～1644)に江戸幕府が編修した系譜集。

寛永18年編纂開始。同20年完成。

最初の武家の一大系譜集。

続群書類従完成会から刊行。全15巻、索引2巻。

【寛政重修諸家譜】

江戸時代後期、江戸幕府が編修した系譜集。

寛政初年ごろから系譜補筆改訂の動きが起こり、同11年(1799)に官制が整えられる。文化9年(1812)に完成。近世最大の系譜。

続群書類従完成会から刊行。全22巻、索引4巻。

史料レジュメ④関係

【系譜に見る宮城和甫・秋山正重の役割】

宮城和甫（旗本、目付。上総・甲斐両国で2000石）

（寛永十一年）六月十日また正重とゝもに御先に参りて諸事を沙汰す。

秋山正重（旗本、大目付。上総・下総両国で4000石）

（寛永十一年）六月十日御さきにまいりて路次のことを沙汰す。

（いずれも『寛政重修諸家譜』から）

史料レジュメ⑤関係

【上洛道中における狼藉の禁止】

寛永十一年六月八日付条々(抄) 美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書 2.08-14-23

※上洛前に幕府が出した上洛に供奉する者が従うべき規則

一、押売・押買并狼藉すべからず、若し違背の輩はその場において死罪行ふべし、その上事により主人へも過怠たるべき事

（無理に物を売りつけること・無理やり物を買取ることおよび乱暴をはたらないはならない。もしも、この命令に背く連中は、その場で死罪にする。その上そうした連中の主人も事情によっては過怠(比較的軽い刑罰)となる。）

【上洛準備における喧嘩】

『徳川実紀』から

※江戸幕府が編纂した歴史書。初代徳川家康から第十代家治までの江戸幕府将軍の事歴を中心に編年体で記されている。

寛永十一年二月廿八日条

…長野次郎兵衛某。肥田主水忠親。堀田甚左衛門某。こたび御上洛により宿割を命ぜられいとまたまう。

寛永十一年四月此月条

…勢州長島宿割にまかりたる津田平左衛門正重。肥田主水忠親。長野次郎兵衛某。堀田甚左衛門某。この廿八日桑名驛にて鬪争に及び。平左衛門正重。甚左衛門某を切殺し。其身も疵を蒙りしとぞ。

→ 5月5日、津田平左衛門正重は阿部対馬守重次に、肥田主水忠親・長野次郎兵衛は朽木民部少輔植綱にそれぞれ預けられる。

5月7日、津田は許されるが、肥田・長野は誅される

肥田忠親…旗本。美濃国武儀郡内で1000石。

津田正重…旗本。丹波国桑田郡、美濃国不破・安八・大野・羽栗・可児郡で4010石余。

堀田甚左衛門…旗本。1000石。

(いずれも『寛政重修諸家譜』から)

【参考文献】

- ・丸山幸太郎「美濃・飛驒両郡代陣屋の役割と文書の存在意義」(『飛驒・美濃の古地図と史料～飛驒郡代高山陣屋文書・美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書～』、岐阜県歴史資料館、2008年)
- ・『岐阜県史 通史編近世上』(岐阜県、1968年)
- ・土田良一「徳川家光の上洛通行と賦役—美濃国を中心に—」(『近世日本の国家支配と街道』、文献出版、2001年)
- ・藤井譲治『徳川家光』(吉川弘文館、1997年)
- ・藤井譲治『江戸開幕』(講談社学術文庫、2016年 原本は1992年)
- ・『地図で訪ねる歴史の舞台 日本 8版』(帝国書院、2016年)
- ・『国史大辞典』(吉川弘文館、1979～1997年)